

合同会社八峰能代沖洋上風力「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書(その2)」に対する勧告について

令和4年2月8日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書(その2)について、合同会社八峰能代沖洋上風力に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県能代市沖合及び山本郡八峰町沖合
原動力の種類：風力(洋上)
出力：最大約360,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年12月25日
環境大臣意見受理	平成30年3月2日
経済産業大臣意見発出	平成30年3月19日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年8月19日
住民意見の概要等受理	令和3年10月19日
秋田県知事意見受理	令和4年1月4日
経済産業大臣勧告発出	令和4年2月8日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742(直通)

合同会社八峰能代沖洋上風力「(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書(その2)」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域周辺には、他事業者による既設及び計画中の風力発電所があることから、累積的な環境影響が、想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地である小友沼の北西に位置しており、渡りの時期等における主要な移動経路となっている可能性がある。
このため、専門家等の助言を踏まえ、当該区域及びその周辺の上空を通過する鳥類の飛翔経路や高度等を詳細に把握し、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討する等により、本事業の実施による鳥類への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺の海域は、県の魚であるハタハタ等の産卵場及び稚魚の生育場並びに溯河性魚類であるサクラマス等の重要な回遊経路となっている可能性があることから、本事業の実施によるこれら海生生物への影響が懸念される。
このため、本事業の実施による魚等の遊泳動物やその卵・稚仔等の海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、ハタハタ及びサクラマス等の魚種を選定し、適切な調査手法により予測対象種等の生息状況を可能な限り把握し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)